

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

### 埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(埼玉県迷惑行為防止条例施行規則の一部改正)

第1条 埼玉県迷惑行為防止条例施行規則(平成19年埼玉県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車」に改める。

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(2)の項中「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

別記様式第8の3中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

別記様式第18の3の2中「しんだんしょ診断書の<sup>ていしゆつ</sup>提出を<sup>めい</sup>命ずる<sup>けっか</sup>結果」を「しんだんしょ診断書の<sup>ていしゆつ</sup>提出を<sup>めい</sup>命ずる<sup>りゆう</sup>理由」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則別記様式第8の3及び別記様式第18の3の2による用紙で、現に残存するものは、当分の間、これを使用することができる。